

<報道発表資料>

令和5年10月26日

教職員の懲戒処分について

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 1 処 分 内 容 | 懲戒処分（停職6月） |
| 2 処 分 年 月 日 | 令和5年10月26日 |
| 3 職 名 ・ 年 齢 ・ 性 別 | 教諭・39歳・男性 |
| 4 所 属 名 | 東部地区・県立高等学校 |
| 5 発 生 年 月 日 | 令和3年12月頃から令和5年2月頃まで |
| 6 事 件 ・ 事 故 の 概 要 | |

当該職員は、令和3年12月頃から令和5年2月頃までの間、当該職員が勤務する県立高等学校の女子生徒に対し、35回にわたり自宅に招き入れ二人で過ごした。また、SNSを使用して、私的な内容や好意を伝える内容を送信する、自家用自動車で自宅付近まで送る等の行為を複数回行った。

※当該職員からは退職願が提出されており、本日、退職を承認した。

● 問合せ先

教育局 県立学校人事課 管理指導担当 堀口

直通 048-830-6726 内線 6726

E-mail: a6720@pref.saitama.lg.jp